

平成 27 年度

財政援助団体等監査結果報告書

島田市監査委員



島 監 第 19 号
平成28年 5 月24日

島 田 市 長 染 谷 絹 代 様
島 田 市 議 会 議 長 紅 林 貢 様

島 田 市 監 査 委 員 杉 本 護
島 田 市 監 査 委 員 藤 本 善 男

財政援助団体等の監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を実施し、その結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により提出します。

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の範囲	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の結果	1
1	指定管理者の概要	1
2	施設の概要	1
3	指定管理の概要	2
4	職員配置状況	2
5	指定管理料の状況	2
6	施設の管理運営状況	3
7	施設の利用状況	4
8	経理の状況	4
9	所管課の指導等の状況	5
第7	監査所見	6

平成27年度財政援助団体等監査

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

- 1 対象施設 島田市ばらの丘公園
- 2 指定管理者 株式会社特種東海フォレスト
- 3 所管課 都市基盤部市街地整備課

第3 監査の範囲

平成26年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

第4 監査の期間

平成27年12月11日から平成28年1月15日まで

第5 監査の方法

指定管理者が管理する公の施設について、平成26年度に市が支出した指定管理料を対象として、その管理業務が協定等に沿って適正に行われているか、経理が適正に行われているかに主眼を置き、提出された監査資料、関係書類の調査並びに指定管理者及び所管課職員からの事情聴取を行い、併せて対象施設の現地調査を行った。

第6 監査の結果

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 株式会社特種東海フォレスト
- (2) 所在地 島田市向島町4379番地
- (3) 設立経過 昭和54年5月 株式会社東海フォレスト設立
昭和58年11月 株式会社東緑（造園緑化事業）と合併
平成19年10月 株式会社白峰商会（保険事業）と合併
平成20年10月 株式会社テック東海の外業工事部門を吸収
平成26年6月 株式会社特種東海フォレストに社名変更
- (4) 役員構成 代表取締役1人、取締役3人

2 施設の概要

- (1) 名称 島田市ばらの丘公園
- (2) 所在地 島田市野田1652番地の1
- (3) 開設年月 平成4年5月
- (4) 主な設備 ばら園、温室、管理事務所、ばらの館、管理圃場

3 指定管理の概要

平成24年度からの指定管理者については公募により選定がされているところであり、市長は、島田市ばらの丘公園条例（以下「条例」という。）第5条に規定する業務を行う指定管理者として、条例第7条の規定により株式会社特種東海フォレストを指定している。市長と株式会社特種東海フォレストは、島田市ばらの丘公園の管理運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を平成24年1月30日に、平成26年度の島田市ばらの丘公園の管理運営に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を平成26年4月1日に締結している。指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間となっている。

なお、基本協定第3条に規定する管理業務の内容は、次のとおりである。

- (1) ばらの栽培及び展示に関する業務
- (2) ばらに関する知識の普及及び栽培技術の指導に関する業務
- (3) ばらに関する資料の収集及び展示並びに利用に関する業務
- (4) 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 公園の運営に関して市長が必要と認める業務

また、指定期間における指定管理料の総額は基本協定第25条及び第26条の規定により50,857,142円となり、平成26年度の指定管理料の額は年度協定第4条の規定により10,285,714円となっている。

4 職員配置状況

平成26年度末現在の職員数は、次のとおりである。

(1) ばらの庭園

- | | |
|--------|----------------------|
| ア 園長 | 1人（正規職員） |
| イ 事務職員 | 3人（非正規職員） |
| ウ 植栽管理 | 12人（正規職員1人、非正規職員11人） |

(2) ばらの館

- | | |
|-----------|-----------|
| ア レストラン | |
| (ア) ホール担当 | 5人（非正規職員） |
| (イ) 厨房担当 | 3人（非正規職員） |
| イ ショップ | |
| (ア) 販売担当 | 6人（非正規職員） |

5 指定管理料の状況

平成26年度における指定管理料の支出の状況は、次のとおりである。

(1) 支出総額 10,285,714円

(2) 支出日

- | | | | | |
|-----|-----|------------|-----|------------|
| 第1回 | 支出額 | 2,571,428円 | 支出日 | 平成26年8月4日 |
| 第2回 | 支出額 | 2,571,428円 | 支出日 | 平成26年11月4日 |
| 第3回 | 支出額 | 2,571,428円 | 支出日 | 平成27年1月23日 |
| 第4回 | 支出額 | 2,571,430円 | 支出日 | 平成27年4月23日 |

6 施設の管理運営状況

(1) 事業計画及び事業報告

ア 年度別計画書は、基本協定第18条第1項の規定により、前年度の3月10日までに市に提出されている。

イ 事業報告書は、基本協定第21条第1項の規定により年度終了後30日以内に市に提出されており、ばらの庭園の利用状況、管理経費の収支状況等が記載されているが、条例第5条に規定する施設の維持管理、自主事業等の事項が記載されていない。

ウ 月例報告書は、基本協定第21条第4項の規定により市に提出されているが、一部に提出遅延が見られる。月例報告書には、ばらの庭園の利用状況、入園料収入の実績等が記載されているが、条例第5条に規定する施設の維持管理、自主事業等の事項が記載されていない。

(2) 経理処理

ア 指定管理業務に係る経理については、基本協定第30条の規定により、専用の預金口座で管理され、その他の業務に係る経理と区分されている。

イ 収入については精算表、現金集計表、レジスターごとに作成する日別集計表等により確認し、支出については請求書により内容を確認している。

ウ 売上金（現金）の確認は現場で行い、収入及び支出に係る経理処理は本社の経理担当者が行っている。

(3) 文書管理

基本協定第21条第6項第1号の規定による文書管理簿は、作成されていない。

(4) 再委託の状況

施設管理に伴う再委託業務についてはおおむね適切に行われているが、再委託に関し、基本協定第10条第1項の規定による市の承認を得ていない。また、再委託に係る契約書に契約締結日が記入されていない等の不備が見受けられた。

(5) 要望等の対応

基本協定第19条の規定による利用者の意見・苦情等の聴取をばらの丘フェスティバルの際の入園者アンケート、ホームページの問い合わせフォーム等により実施している。入園者アンケートの分析結果は、市に報告されている。

(6) 施設等の修繕

指定管理者が実施する施設等の修繕について、基本協定第12条及び島田市ばらの丘公園指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）第14に規定する市との事前協議及び修繕後の作成書類の提出が行われていない。

(7) 管理備品の取扱い

管理業務に係る備品を購入又は調達しているが、基本協定第16条第1項の市との協議及び同条第2項の市への報告が行われていない。

(8) 防犯・防災対策

ア 消防計画により防火管理者が選任されており、自衛消防訓練（総合訓練）が実施されている。

イ 自衛消防訓練（総合訓練）が9月及び1月に実施されているが、1月分については消

防法施行規則第3条第11項の規定による事前通知が行われていない。また、通報、消火、避難誘導を個別に行う部分訓練は実施されていない。

ウ 業務仕様書第21に規定する災害時対応マニュアルは作成されていたが、防犯・防災対策マニュアルは作成されていない。

エ 管理事務所の無施錠等による警備出動が複数回発生している。

(9) 現金等の管理

ア 現金等は適切に管理されている。

イ 売上金については、毎日の集計後に夜間金庫へ入金している。

ウ 小口現金は、本社で用意している。残金がわずかになると一旦本社に戻して精算し、改めて設定金額が用意される。現金は、耐火金庫に保管している。

(10) 自主事業

ア ばらに関する知識の普及と栽培に関する技術指導を目的として、年間を通じてばら講座を開催している。

イ ばらの丘フェスティバル、ビアガーデン、フォトコンテスト、ものづくり体験教室等を実施している。

(11) 利用促進に係る取組

ア 自主事業の積極的な実施

イ 入園料における学生割引、団体割引の適用

ウ 静岡県中部観光連絡協議会等との連携による営業活動

エ ばらの丘通信、ホームページ及びフェイスブック等のSNSを利用した情報発信

オ 新たな季節料金制度の検討

7 施設の利用状況

平成26年度の島田市ばらの丘公園の開園日数は322日で、年間入園者数は62,812人である。平成25年度の年間入館者数と比較すると8,786人(12.3%)の減少となっている。

なお、年間入園者数62,812人のうち6,085人(9.7%)は、入園料の免除対象者である。

8 経理の状況

平成26年度の収支決算状況は、次のとおりである。

(1) 収支の概要

島田市ばらの丘公園の営業収益は76,212千円であり、このうち指定管理料は10,214千円で、営業収益に占める割合は13.4%となっている。そのほかの主な収益は、ショップ売上21,064千円、入園料15,791千円で、営業収益に占める割合はそれぞれ27.6%、20.7%となっている。

また、営業費用は85,254千円で、主な費用は人件費41,185千円、売上原価26,076千円となっている。売上高人件費比率は54.0%、売上原価率は34.2%である。

この結果、平成26年度の経常損失は9,040千円となっている。

なお、指定管理料の額は、平成26年4月から平成27年3月までに収入したものを計上しているため、市が支出した平成26年度の指定管理料の額と一致しない。

(2) 収支計算書

(単位：円)

科 目	決算額	ばらの庭園	ばらの館		備考
			ショップ	レストラン	
収入の部(A)	76,214,134	37,488,650	30,871,538	7,853,946	
営業収益(B)	76,212,044	37,486,560	30,871,538	7,853,946	
入園料	15,791,337	15,791,337	0	0	
苗売上	6,852,976	6,852,976	0	0	
指定管理料	10,214,284	10,214,284	0	0	
ショップ売上	21,064,275	0	21,064,275	0	
テイクアウト売上	9,807,263	0	9,807,263	0	
レストラン売上	7,853,946	0	0	7,853,946	
その他	4,627,963	4,627,963	0	0	
営業外収益	2,090	2,090	0	0	
支出の部(C)	85,254,010	42,186,933	26,802,156	16,264,921	
営業費用(D)	85,254,010	42,186,933	26,802,156	16,264,921	
人件費	41,185,376	25,596,084	6,587,273	9,002,019	
売上原価	26,075,751	5,717,487	16,756,820	3,601,444	
旅費	360,930	116,360	240,910	3,660	
交際費	58,176	58,176	0	0	
需用費	7,007,345	3,276,609	1,720,355	2,010,381	
役務費	952,728	412,850	233,337	306,541	
委託料	2,815,959	2,160,264	217,943	437,752	
賃借料	1,253,706	1,251,366	0	2,340	
負担金	58,000	58,000	0	0	
減価償却費	1,522,980	201,900	788,016	533,064	
その他	3,963,059	3,337,837	257,502	367,720	
営業外費用	0	0	0	0	
営業利益(B-D)	△9,041,966	△4,700,373	4,069,382	△8,410,975	
経常利益(A-C)	△9,039,876	△4,698,283	4,069,382	△8,410,975	

9 所管課の指導等の状況

- (1) 指定管理者から提出される月例報告書及び事業報告書により、事業の実施状況、ばらの庭園の利用状況、管理経費の収支状況等について確認がされている。
- (2) 月例報告書及び事業報告書について、施設の維持管理、自主事業等の事項が記載されていないが、指定管理者への指導は行われていない。
- (3) 定例会議が開催され、協議、報告等が行われているということであるが、会議の記録又は報告書は作成されていない。
- (4) 指定管理者が行う報告、届出等の事務処理において、基本協定等に基づく書類が作成されていないものが散見されたが、指定管理者への指導は行われていない。

- (5) 入園料の減免手続が適切な手順で行われておらず、減免に係る市の補填の対象も不明確であるが、指定管理者との協議及び指定管理者への指導は行われていない。

第7 監査所見

当該監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者及び施設を所管する部署に対して行うものである。平成27年度においては、島田市ばらの丘公園を対象施設とし、施設の指定管理者である株式会社特種東海フォレスト及び所管課である市街地整備課に対する監査を実施した。

監査の結果、株式会社特種東海フォレストにおいては、事務処理等の不備が見受けられたものの、施設の管理運営については協定等に基づきおおむね適正に実施されているものと認められた。

また、市街地整備課においては、事務処理等における不備は見受けられたものの、指定管理者の指定、指定管理料の支出等について、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、指定管理者及び所管課の事務処理等の不備については、「第6 監査の結果、6 施設の管理運営状況及び9 所管課の指導等の状況」に記載したとおりであり、早期の改善を求めるものである。特に、指定管理業務に係る協議、報告等の事務手続については、定例会議等の機会を活用することにより合理的に実施されたい。

島田市ばらの丘公園の入園者は年々減少しており、平成26年度の収支決算においては特にレストラン部門の赤字額が大きかったことから、施設全体として利益を上げることはできなかった。しかし、1年を通じて安定した植栽管理が行われていること、静岡県中部観光連絡協議会等を通じた営業活動により団体客を増加させていること、積極的に自主事業を開催していることは評価に値するものであり、今後も、これらの取組みにより集客力が向上することを期待するものである。経営の健全化に向けては、施設全体の集客力の向上に加え、レストラン部門の売上の向上及び経営コストの削減により、収支の改善を図られたい。

また、所管課においては、ばらの庭園及びばらの館の収支状況を把握し、指定管理者に対して適切な指導、助言を行うよう努められたい。

島田市ばらの丘公園は、平成4年の開園から23年以上が経過した施設であり、老朽化による施設修繕及び施設の長寿命化が課題となっている。施設修繕、改植等の計画を定めることにより、※1ライフサイクルコストを意識した運営に努められたい。また、※2ファシリティマネジメントの先進事例等を参考に、維持管理に係る費用を最小限に抑える手法等について研究されることを望むものである。

今後も市民の憩いの場、満足度の高い公園施設として持続的に運営していくため、健全かつ安定的な管理運営を期待するものである。

※1 資産の全生涯において発生する費用（初期費用及び維持管理に要する費用）

※2 団体等が組織活動のために、施設及びその環境（経営資源）を総合的に企画、管理、活用する経営活動